

青森県住宅用太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書

青森県住宅用太陽光発電設備等共同購入支援事業（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、住宅の屋根等への太陽光発電設備及び定置用蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和 10 年 3 月 31 日までとする。

なお、工事完了が令和 10 年 3 月 31 日以降となる場合は、協議により実施期間を工事完了まで延長することができる。

2 事業の概要

（1）事業の概要

本事業は、住宅の屋根等への太陽光発電設備等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業である。

県は、県が有する広報媒体（県ホームページ、県広報誌等）を活用し、本事業に関する広報等の支援を行う。

（2）事業の流れ

本事業における、支援事業者及び太陽光発電設備等の設置工事施工事業者（以下「設置事業者」という。）が実施する内容は以下のとおりとする。

ア 本事業の支援事業者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。

イ 支援事業者は、事前に設定した要件に基づき入札資格を付与した事業者に、設置予定戸数等の情報提供を行う。

ウ 支援事業者は入札資格を付与した事業者を対象として、太陽光発電設備等の設置費用に関して入札を実施することで、最も安価な価格を提示した設置事業者を決定する。

エ 支援事業者は設置事業者の決定後に、購入希望者に対し事前見積を提示する。

オ 支援事業者は設置事業者に対し、以下の内容を実施させる。

- ・現地、図面等による調査
- ・購入希望者に対する最終見積の提示
- ・太陽光発電設備等の購入意思の確認
- ・工事完了期限までの各種申請及び太陽光発電設備等の設置

カ 支援事業者は設置事業者の工事が妥当なものとなるよう、状況調査等により施工管理を行う。

（3）事業の実施要件

ア 購入希望者の募集

1 で定める事業実施期間において、各年度、購入希望者の募集を 1 回以上行う

こと。

イ 事業実施スケジュール

初年度のスケジュールは以下のとおりとし、それ以降の事業については、県と協議の上決定すること。

なお、合理的な理由がある場合は、県と協議の上で以下のスケジュールを変更できることとする。

- | | |
|-------------|------------|
| ・購入希望者の募集開始 | 令和7年4月頃から |
| ・設置事業者の決定 | 令和7年4～5月末頃 |
| ・購入希望者の募集終了 | 令和7年8月頃 |

※ 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する場合においては、令和7年度に事業計画の認定取得可能なスケジュールとすること。

3 事業内容

支援事業者は、次の内容について実施すること。

(1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充てること。
- ウ 支援事業者により選定された落札事業者及び太陽光発電設備等の購入希望者からの問合せや苦情対応を行う窓口（以下「問合せ窓口」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。
- エ 実施体制図（県、支援事業者、落札事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

(2) 事業実施スケジュールの作成

- ア 事業実施スケジュール表を作成すること。
- イ 事業実施スケジュールにおいては、広告の開始から工事完了までの応募スケジュールについて記載すること。

(3) 購入希望者へ提供する住宅の屋根等への太陽光発電設備等のプラン作成

- ア プラン作成については、「住宅の屋根等への太陽光発電設備」と「定置用蓄電システム（以下「蓄電池」という。）」を自由に組み合わせる（住宅の屋根等への太陽光発電設備が既設の場合は、蓄電池単体での設置も可）ことができるようにすること。
- イ 購入希望者へ提供する住宅の屋根等への太陽光発電設備等の種類、性能等を示したプランを作成すること。
- ウ プランは、購入希望者が選択しやすいよう、価格の低減等についてシンプルなプラン及び構成とすること。
- エ プラン作成については、次の（ア）～（エ）の内容により作成すること。
ただし、集合住宅用途についてはこの限りではなく、購入希望者の要望に応じて柔軟に対応すること。
- （ア） 住宅の屋根等への太陽光発電設備においては、太陽光モジュールの公称最大

出力合計値、又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満のものとすること。また、蓄電池においては、1kWh以上17kWh未満のものとすること。

- (イ) 太陽光発電設備の設置箇所については、屋根への設置を基本とし、コストアップにならないシステム構成とすること。
- (ロ) 住宅の屋根等への太陽光発電設備については、本県における気象条件や建築事情等を考慮の上、決定すること。
- (エ) 蓄電池は、災害（停電）時に宅内給電へ切り換える機能を有するものとすること。また、パワーコンディショナーは、単機能又はハイブリッドタイプとすること。（既設太陽光発電設備において、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナーに取り替える場合は、既設太陽光発電設備に影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。）

オ プランについては、協定締結後、県と協議の上、最終決定すること。

(4) 広告宣伝

- ア 広告宣伝計画を策定し、広告対象及び方法については、効果的なものを選択するものとする。
- イ SNS やオンライン広告等を利用した宣伝広告を実施すること。
- ウ 県広報誌及び地域情報誌等への広告掲載について、県と協議の上、決定すること。
- エ 購入希望者募集期間中に購入希望者向け説明会（オンライン可）を実施すること。
- オ 県及び市町村の広報誌等への広告掲載に係る費用は、支援事業者の負担とすること。
- カ 県が実施する市町村に対する広報依頼に協力すること。

(5) ホームページの構築及び運用等

- ア 本事業に係る Web サイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ Web サイトを使用して購入希望者及び入札事業者の募集を行うこと。
- ウ Web サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- エ Web サイトでは、県の許可を得た場合を除いて、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。
- オ Web サイトにおいては、どの広告媒体宣伝からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について県に報告すること。
- カ Web サイトのアクセシビリティについて、JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における危機、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準に対応させること。

(6) 落札事業者の選定等

- ア 住宅の屋根等への太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる事業者を公募により選定するため、県と協議の上選定基準を作成し、選定基準に基づき事業者

の審査を行うこと。また、選定基準を満たした事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を設置事業者として選定すること。

イ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。

ウ 設置事業者の選定に当たっては、県内事業者が多く参加できるよう十分に配慮すること。

エ 設置事業者が設置する太陽光発電設備については、JETPVm 認証や TUV 又はそれと同等な認証を取得しており、固定価格買取制度を適用するための太陽光発電パネルの形式登録（A 登録）に登録されていること。

オ 設置事業者選定の入札に参加する事業者は、次の要件を満たすこと。

(ア) 支援事業者は、入札に参加できないものとする。

(イ) 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。

(ウ) 入札事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時においても営業停止処分を受けていないこと。なお、入札事業者が下請事業者に請け負わせる場合も同様とする。

(エ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険（生産物賠償責任保険等）に加入すること。

(オ) 施工期間中の工事に係る損害への保険（工事保険、請負業者賠償責任保険等）に加入すること。

(カ) 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望した場合に信販会社や銀行、その他金融機関を紹介できること。ただし、集合住宅用途についてはこの限りではない。

(キ) 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。

(ク) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう、以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。

カ 入札結果については、県へ報告を行い公表すること。

キ 選定された設置事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。

また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。

(ア) 契約当事者について

(イ) 委託内容について

(ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて

(エ) 工事完了期限及び完了報告について

(オ) 個人情報保護について

(カ) 支援事業者と設置事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて

(キ) 善良なる管理者の注意義務について

(ク) 規定外事項について誠実に協議する旨について

(ケ) 裁判管轄について

(コ) 関係法令の遵守について

(サ) 支援事業者と落札事業者間の責任区分の明確化について

ク 落札事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでない旨の誓約書を受領すること。

ケ 落札事業者には、機器の引き渡し時において、取扱（通常時・停電時）、保守点検・故障の際の対応、廃棄に関する説明を行わせること。

コ 購入希望者への手続き、工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、購入希望者募集後に係る一連の業務の実施に関しては、支援事業者又は、設置事業者の過失の所在に応じて責任を負うものとする。

サ 購入希望者への手続き、工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、購入希望者募集後に係る一連の業務の実施に関し、購入希望者との間で苦情やトラブル等が発生した場合には、発生した日時、場所、内容等を記録し、設置事業者とともに誠意を持って対応すること。

シ 苦情やトラブル等については、速やかに県へ報告すること。

ス 設置事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

（7）太陽光発電設備等の施工及び検査

ア 支援事業者は、住宅の屋根等への太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、設置事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。

イ 設置事業者には、業務の実施に当たって業務責任者を選任させること。

ウ 設置事業者には、工事を監理するものとして、次の条件を満たす者を選任させること。

(ア) 建築業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。

(イ) 建物屋上への太陽光発電設備の施工業務に従事した経験があること。

(ウ) 蓄電池等の知識を有すること。

(エ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。

エ 支援事業者は、設置事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。

オ 第三者機関においては、次の要件によること。

(ア) 住宅の屋根等への太陽光発電設備について点検及び検査事業を行っているものであり、蓄電池等においても知識を有すること。

(イ) 設置事業者と利害関係にないこと。

(ウ) 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有するものを配置すること。

（8）問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者において問合せ窓口の設置及び運

用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全て問い合わせ窓口で対応すること。

ウ 問合せ窓口で問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 県及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。

カ 問合せ窓口以外への問合せ及び苦情があった場合についても対応すること。

キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有するものを選任すること。

ク 問合せ窓口で対応した問合せ及び苦情の日時、場所、内容等を記録し、県に報告するとともに、工事内容に関するものについては、落札事業者に適切に対応させること。

(9) アンケート

ア 購入者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を実施すること。

イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

(10) リスク管理

ア 事業実施に伴うリスクについて、支援事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、支援事業者が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。なお、設置事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、落札事業者が責任を負うこととし、支援事業者は落札事業者はその旨を説明するとともにリスクに対して未然防止を図り、適切に対応するよう指導すること。

イ 支援事業者は、購入希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対処方法について取りまとめた上で、県に提出すること。

6 入札事業者及び購入希望者の募集の広告等

(1) 支援事業者は、広告内容について県と協議して定めるものとする。また、広告に県の名称等を用いる場合は、必ずその都度、県の了解を得ること。

(2) 支援事業者は、広告用の資料等を県に提供し、県が行う広報に協力するものとする。

(3) 支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申込があった場合は、原則として事前に県の了解を得るものとする。

7 実績報告書の提出等

支援事業者は、次のものについて取りまとめ、毎年度3月31日までに、県に提出するものとする。なお、協定期間の延長があった場合は、全ての施工工事完了後、遅滞なく再度提出するものとする。

(1) 実績報告書

・購入希望者数及び契約数

- ・広報の実績
- ・アンケート集計結果
- ・工事完了報告等の事業の実施状況等

(2) チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

8 その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県に報告し、県と支援事業者が協議した上で決定する。
- (2) 県から事業の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。
- (3) 支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 支援事業者は、購入希望者及び入札事業者募集の際に次の事項について明示すること。
 - ア 支援事業者は、県を代理する権限を有するものではないこと。
 - イ 県が支援事業者の資力・信用を保証するものではないこと。
- (5) 支援事業者は、本事業に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、事業実施期間中及び事業完了後を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。
- (6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。